

《研究ノート》

国際刑事裁判所（ICC）規程の改正案と二〇一〇年検討会議

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 検討会議開催までの経緯
- 三 二〇〇九年十一月締約国会議決議により検討会議に付された改正案
 - 1 第一二四条の削除案
 - 2 侵略犯罪に関する提案（リヒテンシュタイン改正案）
 - 3 諸条約で禁止された特定の武器の使用の犯罪化案（ベルギー改正案）
 - 4 実績調査
- 四 その他の改正案
 - 1 テロ犯罪の犯罪化案（オランダ改正案）
 - 2 核兵器使用の犯罪化案（メキシコ改正案）
 - 3 麻薬の国際取引の犯罪化案（トリニダード・トバゴ改正案）
 - 4 拘禁刑の執行施設に関する案（ノルウェー改正案）
 - 5 捜査又は訴追延期要請手続に関する案（南アフリカ改正案）
- 五 おわりに——普遍性と統一性の課題

一 はじめに

国際刑事裁判所（以下、ICC）は、重大な国際法上の犯罪を処罰し防止する目的で設立された国際裁判機関である。ICCの基本文書であるICCローマ規程（以下、ICC規程）は一九九八年にローマで開催された国際会議において制定され、条文で定められた最低締約国数の条件を満たして二〇〇二年に発効した。ICC規程の締約国は二〇〇九年一月末現在で一〇カ国である。日本も一〇〇番目の締約国として既にICC規程を批准しており、ICCを支える資金の最大拠出国として今後も大きな役割を果たすことが期待されている。

ICC規程は発効後七年で見直しを行うことが制定当初から予定されており、二〇一〇年五月から六月にかけて、ICC規程の検討会議（Review Conference）がウガンダのカンパラにおいて開催されることが決定された。検討会議は、国際社会におけるICCの将来的な役割にも影響を与える重要な会議として注目されている。検討会議への関心は締約国に限ったものではなく、アメリカ合衆国のようにICC規程の改正に関心がある非締約国も第八回締約国会議にオブザーバー出席して動向を注視しているのである。そこで、本稿では二〇一〇年の検討会議を前にして諸国により提案された改正案の概要を整理して紹介する。

二 検討会議開催までの経緯

ICC規程第一二三条は以下のように定める。

「第一二三条（この規程の検討）」

1 国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後七年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を召集する。この規程の検討には、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。

2 その後いつでも、いずれかの締約国の要請があるときは、国際連合事務総長は、1に規定する目的のため、締約国の過半数による承認を得て検討会議を召集する。

3 第一二一条3から7までの規定は、検討会議において審議される規程の改正の採択及び効力発生について適用する。」

二〇〇二年に設立されたICCは二〇〇九年に条文で定められた七年が経過した。そこで本条に従い、ICC規程の締約国会議は検討会議の開催を検討したのである。⁽¹⁾ また、改正案の提出は広く締約国に認められ、第一二一条に基づき国連事務総長と国連事務局が改正案の提出を受領して締約国に配布する役割を果たした。ICC規程第一二一条は以下のように定める。

「第一二一条（改正）」

1 締約国は、この規程の効力発生から七年を経過した後、その改正を提案することができる。改正案については、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、これをすべての締約国に対して速やかに通報する。

2 締約国会議は、通報の日から三カ月以後に開催するその次回の会合において、出席し、かつ投票する締約国の

過半数による議決で改正案を取り上げるか否かを決定する。締約国会議は、当該改正案を直接取り扱い、または関係する問題により正当化される場合には、検討会議を召集することができる。

3 締約国会議の会合又は検討会議における改正の採択については、コンセンサスに達することができない場合には、締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 改正は、5に規定する場合を除くほか、国際連合事務総長に対する締約国の八分の七による批准書または受諾書の寄託の後一年ですべての締約国について効力を生ずる。

5 第五条から第八条までの規定の改正は、当該改正を受諾した締約国については、その批准書又は受諾書の寄託の後一年で効力を発生する。当該改正を受諾していない締約国については、裁判所は、当該改正に係る犯罪であつて、当該締約国の国民によつてまたは当該締約国の領域内において行われたものについて管轄権を行使してはならない。

6 改正が4の規定に従い締約国の八分の七によつて受諾されたときは、当該改正を受諾していない締約国は、当該改正の効力発生の後一年以内に通告を行うことによつてこの規程から脱退することができる。この脱退は第一二七条1の規定にかかわらず、直ちに効力を生ずるが、同条2の規定に従うことを条件とする。

7 国際連合事務総長は、締約国会議の会合又は検討会議において採択された改正をすべての締約国に通報する。」

規程締約国には二〇〇九年九月三〇日までに国連事務総長宛てに改正案を提出することが要請された。この提出期限には法的拘束力はないが、円滑な改正作業を確保する目的で締約国には遵守が求められていた。⁽²⁾ この改正案提出期限内に五カ国から改正案が提出された。五つの締約国とは、ベルギー、メキシコ、オランダ、ノルウェー、トリニダード・トバゴである。⁽³⁾ さらに、「侵略犯罪に関する特別作業部会(Special Working Group on the Crime of Aggres-

st. (non)」から侵略に関する提案が提出された。⁽⁴⁾ これらの提案は国連事務局を通じて一〇月中に締約国に配布された。南アフリカからの改正提案は提出期限を超えた一一月に提出されている。⁽⁵⁾

これら諸国からの改正案は、第八回締約国会議に付託され、いずれの改正案を検討会議で検討対象とするか締約国会議に決定が委ねられた。第八回締約国会議では、検討会議に関する事務局報告書を基にして議論を行い、二〇〇九年一月二六日、締約国会議は検討会議に関する決議を全会一致で採択した。⁽⁷⁾ 同決議は、検討会議をウガンダのカンパラにおいて二〇一〇年五月三一日から六月一日までの期間（実質一〇日間）で開催することを確認するとともに、①ICC規程第二二四条の削除案、②侵略犯罪に関する提案、③ベルギー改正案、④実績調査の検討の、四つの主題を検討会議の検討対象として回送することを決定し、さらに、刑の執行の強化に関する問題について検討会議で検討すべき事項を精査し提案するよう事務局に要請を行った。本決議で検討会議の検討対象として付されなかった改正案はいくつかあるが、これらの改正案が完全に排除されたかは現在では判断できない。なぜなら二〇〇九年一月の予定されていた会期期間中には検討会議の準備作業が終了できず、二〇一〇年三月二二日から二五日にかけてニューヨークの国連本部で第八会期の最終会議を開催して再検討会議の準備のため残余問題を話し合う予定が残されているからである。一月の決議から漏れたその他の改正案がそのまま検討会議の検討対象外とされるか、それとも復帰して検討会議に付されるか、締約国会議の動向が注目される。

三 二〇〇九年一月締約国会議決議により検討会議に付された改正案

次に二〇〇九年に提出された改正案を見てみよう。まず、二〇〇九年一月二六日決議で検討会議の検討対象として承認されたものを以下に紹介する。

1 第一二四条の削除案

現行のICC規程第一二四条は以下のように定める。

「第一二四条（経過規定）」

いずれの国も、第一二条1及び2の規定にかかわらず、この規程の締約国になる際、この規程が当該国について効力を生じてから七年の期間、ある犯罪が当該国の国民によってまたは当該国の領域内において行われたとされる場合には、第八条に規定する犯罪類型に関して裁判所が管轄権を有することを受諾しない旨を宣言することができ、この条の規定に基づく宣言は、いつでも撤回することができる。この条の規定については、前条1の規定に従って召集される検討会議で審議する。」

本条は、戦争犯罪についてのみ、国がICC規程に加盟するときにICCの管轄権を受諾しないと宣言した場合に七年間ICCの管轄権から排除することを許容する。すなわち戦争犯罪に対するICCの管轄権について七年間の猶予期間を与えるものである。ICC規程を起草したローマ会議において「小和田提案 (Owada Proposal)」と称されていた条文である。これは米国といったICC規程案に難色を示していた諸国への妥協として日本代表の提案により導入されたものである。しかし残念ながら自国の主権を脅かすとしてICCに敵愾心を抱く諸国の批准をもたらずには至らなかった。ICC規程第一二四条上の宣言を行って加盟した国は二カ国のみであり、フランスは七年が経過する前に宣言を撤回している。暫定条文であった本条の役割を終了させることが求められ、締約国会議は検討会議に本条の削除を提案しているのである。

2 侵略犯罪に関する提案（リヒテンシュタイン改正案）

侵略犯罪に関する提案がリヒテンシュタインから提出された。リヒテンシュタインは「侵略犯罪に関する特別作業部会」の前議長として特別作業グループにより推敲された侵略に関する改正提案を提出したのである。リヒテンシュタインからの改正案を基にして、締約国会議は侵略犯罪の定義と犯罪構成要件に関する条文を検討会議の議題として承認したのであった。

そもそも侵略犯罪は、ICCで訴追される対象の犯罪リストであるICC規程第五条に既に明記されている犯罪類型である。現行のICC規程第五条は以下のように定める。

「第五条（裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪）

1 裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

(a) 集団殺害犯罪

(b) 人道に対する犯罪

(c) 戦争犯罪

(d) 侵略の罪

2 第二二一条及び第二二三条に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものである。」

このように侵略犯罪はICC設立当初からICCの事項的管轄権に含まれる重大な国際法上の犯罪と広く認識されている犯罪類型である。しかしICC規程を起草した一九九八年のローマ会議では侵略犯罪の定義について議論が紛糾し結論に至ることができなかった。そのためローマ会議では最終日に、事項的管轄権を定める第五条一項に侵略犯罪を明記しつつも、同条二項では定義が制定されるまで同罪について訴追を延期することを定めた規程条文を採択するとともに、侵略犯罪の定義について推敲を促す決議が採択されたのである。同決議の要請に基づき侵略犯罪に関する特別作業部会が設置され、侵略犯罪の定義及び構成要件について議論が重ねられていたのである。

侵略犯罪に関する特別作業部会が推敲して今回提出した改正案は、ICC規程第五条二項を削除し、第八条の二として侵略犯罪の定義を挿入した上で、第一五条の二として侵略犯罪に対する管轄権行使の条件を定めることを提案している。侵略の定義や構成要件の問題を紹介する論文は多々あるので、ここでは侵略犯罪を訴追する手続案について言及しておく。リヒテンシュタイン案は「侵略犯罪に対する管轄権の行使」と題する第一五条の二を新条文として挿入提案している。提案されている第一五条の二はいくつもの選択肢と代替案が付与されているものであるが、主要な案としては、検察官が捜査を開始する条件として、まず国連安保理が侵略行為の認定を行ったか否かを確認することが提案されている。さらに、安保理による侵略行為の認定有無のみならず、国連憲章第七章の決議による安保理からの捜査要請を条件とする条文案もある。また、国連総会が侵略行為を認定した場合を条件とする案もある。他にも侵略犯罪に対して管轄権を行使する条件として、訴追対象人物が一国の政治的若しくは軍事的行動を指揮する又は効果的に支配する地位にある者に限定する条件も提案されている。

以上のように侵略犯罪に関する特別作業部会による案は侵略犯罪の定義に加えて同罪を訴追する場合の新しい手続も提案しつつも多くの代替案が付与されていることから、検討会議においても締約国及び非締約国から様々な意見が出されて議論が紛糾することが予想される。特に侵略犯罪の政治的性質と現行の国際事情に及ぼす影響を考え

るならば、二〇一〇年に開催される検討会議期間内で定義と手続の問題に完全な決着が見られるか疑問でもある。

3 諸条約で禁止された特定の武器の使用の犯罪化案（ベルギー改正案）

ベルギーにより提出された改正案は、実際には複数の国の連名による提案三つ（以下、本稿では仮に第一改正案、第二改正案、第三改正案とそれぞれを表す）が内包されているものであり、多数国間条約で禁止されている特定の武器の使用をICC規程第八条二項に列挙されている戦争犯罪のリストに加えることを目的としている。ベルギー改正案は全体としていくつかの代替案を含むものであったが、締約国会議にて認知されたのは、ベルギー改正案の中でも第一改正案として提起されていた、オーストリア、アルゼンチン、ベルギー、ボリビア、ブルガリア、ブルンジ、カンボジア、キプロス、ドイツ、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、モリシヤス、メキシコ、ルーマニア、サモア、スロベニア、及びスイスにより共同提案された改正案であった。

ベルギー改正案の第一改正案は、ICC規程第八条二項(c)に、以下の武器使用を戦争犯罪とする文言を挿入することを提案している。

「(xiii) 毒物又は毒を施した兵器を使用すること。

(xiv) 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を用いること。」

(xv) 人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸（例えば、外包が硬い弾丸であって、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたもの）を使用すること。」

ここで列挙された三つの武器の使用は、既に第八条二項(b)の(xvii)から(xix)で国際的武力紛争の場合では犯罪化されているものである。本改正案の目的は、これらの武器の使用を非国際的武力紛争における場合でも犯罪として明記することである。

締約国会議はベルギー改正案の内、第二改正案と第三改正案には言及していない。ちなみに第二改正案は、アルゼンチン、ベルギー、ボリビア、ブルンジ、カンボジア、キプロス、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルグ、モリシヤス、メキシコ、ルーマニア、サモア、スロベニアによる共同提案であった。第二改正案は、ICC規程第八条二項(㉔)及び(㉕)に、生物兵器、化学兵器、及び対人地雷の使用を犯罪として挿入することを提案するのであった。この第二改正案は、これら武器の使用禁止を定めた国際条約が世界の五分の四以上の諸国により批准されており、多くの国により国際慣習法とみなされていることを根拠として、国際的及び非国際的武力紛争のいずれの場合であっても犯罪として認知することを要請する提案である。

また、第三改正案は、アルゼンチン、ベルギー、ボリビア、ブルンジ、カンボジア、キプロス、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルグ、モリシヤス、メキシコ、ルーマニア、サモア、スロベニアによる共同提案であった。第三改正案は、ICC規程第八条二項(㉔)及び(㉕)に、過度の被害または無差別的な効果をもたらしうる特定の条約兵器の使用禁止又は制限に関する条約(特定通常兵器使用禁止制限条約)(一九八〇年)の議定書において禁止されている武器の使用を加えることを提案する。これは一九八〇年条約の二つの議定書によって禁止された武器の使用を戦争犯罪化するものであり、同兵器の使用は多くの国によって国際慣習法とみなされていることが根拠として主張されている。

締約国会議がベルギー改正案の第二及び第三改正案を黙殺したのは、第一改正案に列挙された武器が国際的武力紛争にのみではあるが使用が犯罪と既にICC規程に明文化されているのに対して、現行のICC規程のいすこに

も明記がない武器に関する記述を新たに挿入し犯罪化することを回避したからと考えられる。新たに犯罪とされる行為を追加することへの消極的姿勢はさておき、国際的武力紛争と非国際的武力紛争での適用法規の格差を埋める第一改正案を認知して検討会議に付したことの意義は評価される。

4 実績調査

締約国会議は実績調査（stocktaking）を検討会議の議題の一つとして提案している。これはICC規程の具体的な条文規定を修正するものではなく、これまでのICCの活動の実績を整理し精査することを求めるものである。締約国会議は、①補完性、②協力、③被害者及び犯罪の打撃を受けたコミュニティにICC規程制度が与えた影響、並びに④平和と正義、の四項目にわたって実績調査を行うことを要請している。これらの実績調査の作業を通じて、二〇〇二年の設立以降のICCの業績を明らかにすることが意図されているのであろう。また、この再検討を通じて将来的に諸国がどのような貢献を行っているかICCが諸国に熟考を促す機会として期待されていると考えられる。

四 その他の改正案

次に、二〇〇九年一月二六日の締約国会議決議で検討会議の検討対象として直接的には列挙されなかったその他の改正案、特に諸国から正式に提出されていた改正案を見てみよう。その他の改正案は、新しい犯罪を追加することによりICCの事後的管轄権を拡大する提案と、設備と手続に関わる提案とに分けられる。新しい犯罪追加の提案として、前章で紹介したベルギー改正案中の第二及び第三改正案に加えて、オランダ改正案とメキシコ改正案

並びにトリニダード・トバゴ改正案がある。手続や設備に関わる提案として、ノルウェー提案と南アフリカ改正案を以下で紹介する。これらの改正案がこのまま検討会議に付されず消滅するか、それとも今後の作業で検討対象として復活するかは締約国会議の決定を待たねばならない。

1 テロ犯罪の犯罪化案（オランダ改正案）

オランダはICC規程にテロ犯罪を追加することを提案している⁽¹⁰⁾。テロが二一世紀において世界が直面する最大かつ最も困難な脅威の一つであるとして、テロ犯罪についてもICCが管轄権を拡大することをオランダは求めたのであった。テロ行為は、既にICC規程に列挙されている戦争犯罪や人道に対する罪を構成する可能性があるが、オランダは明示的に第五条一項(c)に、戦争犯罪・人道に対する犯罪・集団殺害犯罪・侵略犯罪と並ぶ形でテロ犯罪を明記することを要請しているのである。

オランダ改正案自体がテロ行為の定義を提案しているが、同時に、テロ行為の定義については議論が紛糾するであろうことを踏まえ、テロ犯罪の定義が正式に採択されるまでICCによる管轄権の行使を控えることを明文で定めることを提案している。具体的には、侵略犯罪に対するICC規程の対応を類推し、侵略犯罪の定義が検討会議において採択されたならば削除されるはずのICC規程第五条二項の条文をテロ犯罪に流用することを提案している⁽¹¹⁾のである。

2 核兵器使用の犯罪化案（メキシコ改正案）

メキシコ改正案は、ICC規程第八条二項(d)を改正して核兵器の使用を戦争犯罪として明記することを求めている⁽¹²⁾。メキシコは核兵器使用の違法性の根拠として核兵器の非差別的性質と不必要かつ多大な苦痛と損害を人類

と環境にもたらすことを指摘するとともに、国連総会決議一六五三（XVI）や国際司法裁判所の核兵器の合法性に関する勧告的意見などを挙げ、核兵器の使用又は使用の威嚇を犯罪として認定し明記することを求めている。そもそも核兵器を含む大規模破壊兵器の使用を犯罪としてICC規程に条文化することは、ICC規程の起草作業から議論されていた。しかし当時は合意が得られなかったのであるが、メキシコは核兵器の完全な撤廃を視野に入れて再度この問題について支持を表明したのである。

メキシコの提案は、第八条二項（㉔）（㉕）に定められているような、条約基盤が必要とされる付属書の包含による改正ではない。メキシコが求めているのは、核兵器について独立の戦争犯罪として包含することであり、第八条二項（㉔）に記述を挿入することであった。なお、メキシコは本改正案が採択される場合には、同改正はICC規程第一二二条五項に従って諸国に受諾の選択を許容する形で発効するべきであると主張している。

3 麻薬の国際取引の犯罪化案（トリニダード・トバゴ改正案）¹³⁾

トリニダード・トバゴの改正案は、ベリーズ政府が賛同して提起されているものであり、麻薬の国際取引を第五條（㉔）として挿入することを提案している。トリニダード・トバゴは、国際的な麻薬取引への対処が国際関心事項であり、犯罪組織網を通じて殺人や資金洗浄といった越境犯罪行為につながり、民主的な政府を脅かして諸国の政治的安定性を損なうとともに社会経済的發展を妨げており、国際社会の平和と秩序及び安全を脅かしているにも関わらず法的枠組みが未だ不十分であることを指摘する。同国はICCが国際麻薬取引犯罪を事後的管轄権に加えることにより、補完性の原則が促進されると主張するのである。

麻薬犯罪への取組みの提案は、過去を振り返るならば、第二次世界大戦直後に始動し頓挫していた常設的な国際刑事裁判機関を設立するための国連内での作業を復活させるきっかけでもあったものであり、長らく提案されてき

たものと言える。トリニダード・トバゴは麻薬犯罪へのより厳格な国際社会による制裁を求めてきた積年の努力を再度発揮したのである。

4 拘禁刑の執行施設に関する案（ノルウェー改正案）

ノルウェー改正案は、ICC規程第一〇三条（拘禁刑の執行）の改正を求める案である。ノルウェーは、刑を宣告された者の受入れを表明している国が少ないことを憂慮し、受入れ表明国を国際的又は地域的機関や協定により援助することを視野に入れて、国内収容施設又は国際協力等によって利用可能となった収容施設での刑の執行について国が受入れを表明しうる旨、条文を改正する案である。これは国際的な基準を満たす施設数と受入れ表明国数の増加を意図したものと考えられる。受入れ表明をしうる候補国への援助や第三者としての国際機関や地域的機関が関わる制度の提案であることから、本案の実施には技術的には手続証拠規則の改正やその他の二次的又は派生的な文書が必要とされる。

5 捜査又は訴追延期要請手続に関する案（南アフリカ改正案）

南アフリカ改正案の内容は、ICC規程第一六条を改正する案である。現行のICC規程第一六条は以下のように定める。

「第一六条（捜査又は訴追の延期）

いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第七章の規定に基づいて採択した決議により裁判所に対してこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後一二月の間、この規程に基づいて開始し、

又は続行することができない。安全保障理事会はその要請を同一の条件において更新することができる。」

このように現行のICC規程第一六条は、ICCの捜査又は訴追の開始を阻止する権限を安保理に与えている。南アフリカ改正案は、ICCの捜査又は訴追の延期を要請する資格者を拡大するものである。同改正案はICC規程第一六条に二項として、裁判所が扱う事件に対して管轄権を有する国が国連安保理に対して捜査又は訴追の延期の決定を要請する権限を与える条文を挿入することを提案している。さらに、国連安保理が関係国からの捜査又は訴追の延期要請に対して六カ月以内に決定することを怠った場合には、当該要請国は国連総会決議三七七（C）（いわゆる「平和のための結集決議」）に従い安保理に代わり国連総会が捜査又は訴追の延期を決定することを要請しうることを認める条文を第一六条三項として提案している。これは、ICCによる捜査又は訴追を阻止する安保理の権限を、事件の関係国及び国連総会にも一定条件の下で与えることに等しい。

そもそも南アフリカ改正案は、ICC規程の締約国であるアフリカ諸国が二〇〇九年一月三日から六日にかけてエチオピアで開催された閣僚会合で話し合った結果、提案を決定した改正案であり、同会合において議長を務めた南アフリカが代表して同改正案を二〇〇九年一月一日に提出したものである。このICC規程締約国のアフリカ諸国による会合は、AU（アフリカ連合）の承認の下で開催されたものであり、ICC規程締約国のみならず関心のある他のアフリカ諸国も加わり、検討会議の準備会合としての役割も果たしていた。二〇〇九年七月にリビアで開催されたAUの会合において、ICCが逮捕状を発行したスーダン大統領 Omar Al-Bashir 氏の逮捕と引渡についてICCに協力しないという決定が採択されたように、特に近年、ICCとAUとの関係は緊張が高まっている。ICCに対する不信感がこのような改正案をもたらしたとも考えられる。アフリカ諸国からの改正案に対して他の締約国がどのような反応を示すか注目される。

五 おわりに——普遍性と統一性の課題

本稿ではICC規程の改正作業に注目し、二〇〇九年に提出された改正案を紹介した。二〇一〇年三月の締約国会議第八会期の残りの会期と検討会議準備部会の作業、並びに同年五月と六月の検討会議の開催を前にして、現段階でICC規程の改正作業の評価を行うのは時期尚早である。そこで本稿では最後に、ICCの締約国の普遍性を確保する問題と、改正により適用法規の統一性が損なわれうる問題を指摘することにとどめたい。

まず第一に、ICC制度の普遍性の確保の課題が優先されている点を指摘する。二〇〇九年の改正準備作業を見るならば、国際人道法及び国際刑事法並びに国際人権法といった分野での国際法の発展を法典化することや国際的な刑事裁判機関のあるべき姿という理想に照らしたICCの制度修正についての学術的な議論と期待の多さに比べて、実際に諸国から提出された改正案の数は少ないとの印象が残る。これは、急激な変化ではなく、現行のICC規程での運用に諸国の理解と協力を求め確固たる支持を獲得することが先決と考えられているからであろう。ICCの行動を阻止する新系統を提案した南アフリカ改正案やICCとAU及びアフリカ諸国との確執に見られるように、ICCの活動への不信任が一部の地域やICC規程締約国にも存在することは否定できない。一九九八年のICC規程制定から予想を超える速さで二〇〇二年に設立が実現したICCではあるが、未だ国際社会の構成国からの広い支持と支援を必要とする不安定な存在である。このようにICCの国際社会における地位と評価の不安定性が否定できない現在の状態において、改正によって新しい事項を導入することには消極的にもなるであろう。ICCの活動を支持する締約国も、昨今のICCをめぐる厳しい国際情勢に配慮して改正案の提出を差し控えたとも考えられる。例えば日本も、ICCの組織改革及び予算支出に関する修正を非公式に提案していたが、同時に、ICCの普遍性を高めるためには新たな犯罪の追加といった新しい事項を導入して現行ICC規程の批准を検討中の諸

国を躊躇させることよりも、既存のICC制度について支持を拡大させることの重要性を指摘する発言を行っているのである。⁽¹⁵⁾

なお、二〇一〇年の検討会議は単に第一回目であつて、ICC規程改正のための最後の機会ではなく、関心ある国はいかなる時でも締約国会議の将来の会期においてそのような提案を提起することができることが本稿第二節で引用したICC規程条文と締約国会議の決議でも再確認されている。二〇〇九年一月二六日の締約国決議においても、二〇一〇年の第九回締約国会議以降もICC規程の修正を検討し続ける作業部会の設置を決定しているのである。

第二に、ICC規程の改正が適用法規の統一性を損ない、ICCの管轄権及び手続の複雑化をもたらす虞れがあることを指摘する。なぜなら、規程の改正が検討会議で採択されたとしても、本稿第二節で引用したICC規程第一二二条の改正発効手続を経なければならぬからである。例えば、ICC規程第一二二条五項に基づく改正発効手続が採用されたならば、自国への適用上、規程の改正を受け入れるか否かの判断において締約国に裁量を与えられている。改正を受諾する締約国と受諾しない締約国が併存し、ICCの管轄権及び手続を複雑化する弊害は否定できない。また、同条六項に基づき改正を受け入れられない国が脱退することも考えられる。広く諸国からの賛同が得られない改正を推し進めた場合、締約国の減少をもたらし、普遍性が損なわれる結果をもたらす可能性が危惧される。今後進められる改正作業においては、以上で指摘した締約国の普遍性確保の問題に留意するのみならず、適用法規の統一性といった問題に留意する必要がある。

このようにICC規程の改正は多くの問題をはらんでいるのであり、ICCの命運を分ける危険性もある。国際法の発展と国際法の執行制度の未来を見定める上でも、改正作業は今後も注目されるのである。

(1) 改正手続に関しては、東澤靖「ICCローマ規程の改正手続」二〇一〇年検討会議『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第八巻(二〇〇八年三月)、参照。

(2) Decision of the Bureau, Thirteenth ICC-ASP Bureau Meeting (12 October 2009) Agenda and Decisions.

(3) ノルウェーによる提出された改正案(C.N.713.2009.TREATIES_4 of 29 October 2009)・モントネゴによる提出された改正案(C.N.723.2009.TREATIES_5 of 29 October 2009)・メキシコ改正案(C.N.725.2009.TREATIES_6 of 29 October 2009)・スルキー改正案(C.N.733.2009.TREATIES_8 of 29 October 2009)・トリニダード・トバゴ改正案(C.N.737.2009.TREATIES_9 of 29 October 2009)。それぞれの概要については次節参照。

(4) リビテンシユタインによる改正案(C.N.727.2009.TREATIES_7 of 29 October 2009)。

(5) 南アフリカによる改正案(C.N.851.2009.TREATIES_10 of 30 November 2009)。

(6) ICC-ASP/8/43and Add.1.

(7) Resolution ICC-ASP/8/Res.6 (adopted at the8th plenary meeting, on 26 November 2009)。

(8) リビテンシユタイン改正案(C.N.727.2009.TREATIES_7)。

(9) スルキー改正案(C.N.733.2009.TREATIES_8 of 29 October 2009)。

(10) オランダ改正案(C.N.723.2009.TREATIES_5)。

(11) ICC規程第五條二項は、「裁判所は、侵略の罪については、第一二二条及び第一二三条に従って、当該犯罪を定義し、かつ当該犯罪に対して裁判所が管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に管轄権を行使する。そのような規定は、国際連合憲章の関連する規定と両立するものでなければならぬ。」と定めている。オランダ改正案は同項の対象犯罪をテロ犯罪に書き換えることを提案した。

(12) メキシコ改正案(C.N.725.2009.TREATIES_6)。

(13) トリニダード・トバゴ改正案(C.N.737.2009.TREATIES_9)。

(14) ノルウェー改正案(C.N.713.2009.TREATIES_4)。

(15) 第八回締約国会議、二〇〇九年十一月一日午前九時の日本代表の発言。